

函館市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、病院局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年5月15日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 吉田崇仁
函館市監査委員 阿部善一

平成28年度 定期監査結果報告書（病院局）

1 監査の対象部局

病院局

2 監査の対象

財務監査

平成28年4月1日から平成28年9月30日までに執行された収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成28年11月10日から平成29年2月27日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

（1）全般的な事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、収入・支出予算の執行状況を予算執行計画整理簿、総勘定元帳等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていたが、経営状況に関し、次のとおり意見を付す。

（ア）監査意見

当年度上半期における経営状況は、収益的収支差引が予算を大きく下回っているほか、依然として多額の資金不足を生じていることから、経営改善に向けた一層の取り組みに努められたい。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、収支金明細書等の関係書類をもとに検査した結果、改善を要する点が見受けられたことから、次のと

おり意見を付す。

(ア) 監査意見

恵山病院では、在宅患者の医療費を訪問した看護師（現金取扱員）が受領した場合、当該病院の公金収納事務受託者への払込は患者から受け取った納入通知書兼領収書控のみで行われており、現金授受に関する記録がないことから、現金の払込に際しては領収書を受領・保管するなど、適切に取り扱われたい。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、ドクターへリ運営費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 契約事務について

契約事務においては、経営支援業務委託契約を対象とし、契約から支払に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていたが、次のとおり意見を付す。

(ア) 監査意見

経営支援業務委託については、市立函館病院の経営改善に向けた取り組みの一環として実施されたものであるが、得られた結果の検証はもとより、所期の目的を達成するようその実践に努められたい。